

松山家庭裁判所委員会議事概要（第23回）

1 日時

平成27年2月9日（月）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

池田光宏，大野アケミ，越智眞次，小野啓子，坂田千絵，塩崎桂，高橋正範，西田将仁，藤田育子，山口和子，渡部剛士（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

山本首席家庭裁判所調査官，澤田首席書記官，白神純一事務局次長，和田総務課長

4 議事（ 委員長， 委員， 事務担当者 ）

（1）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

事務局次長から前回の家裁委員会が開催された平成26年7月7日（月）の後の同月10日（木）から平成27年1月30日（金）までに回収した合計16通のアンケート用紙に基づき，その概要等を説明した。

アンケートをされる人の数が少ないので，多くの人に書いていただける工夫が必要ではないか。

アンケートの数は多い方がよいので，今後，アンケートが増やせるよう検討していきたい。

（2）成年後見制度について

成年後見手続説明用DVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」を上映した後，前澤主任書記官から成年後見制度について説明した。

成年後見制度については，平成18年くらいにマスコミが取り上げたので，一般の方へのアナウンスはかなり進んでいるという感想は持っている。

それは、高齢者社会を迎え、周囲でそのような状況の話を書くことが増えてきているからだと思う。その先の話だが、対象者の人数が少ないときは従来の考え方で成り立っていくと思うが、これからますます高齢化が進み、個々の経済状態が上がらないという中、家族で支えきれなくなっているということも感じている。これから私自身も関係する可能性もあるので、従来の考え方でいいのかということを経査していく必要があるのではないか。関わり合いの関係では、司法書士をしている私の古い友人がおり、その友人と時々話す機会があるが、この数年で成年後見の手続を頼まれるケースが急増しているという話を聞いており、世の中では身近になってきている制度であると思う。

成年後見制度については、聞いたことがあり、学生にも話をしたことがあるが、現実に知っているかということ知らなくて、どのくらい利用されているかということも不正があった場合に知るという状況である。一番気になったのは認知症の高齢者の5パーセントが利用されているだけだということで、今後、認知症の高齢者が増えてくる中でこの制度が大丈夫なのかと思った。ほとんどの人が利用していない制度であるので、その充実が必要と思うが、多くの方が利用されないままだということであれば利用されない方に対する法整備をどうするのか、全員が利用できるようにしなければうまくいかないと思う。

認知症になられている高齢者の数に比べるとこの制度を利用している割合はごく一部で、何かの必要があって相談をし、後見制度を利用されないといけないうことで申立てをするのがほとんどであると思う。法定後見制度以外に任意後見制度があるという説明があったが、自分の将来のことを見越して、自分が分からない状態になったときに財産管理を委ねるためにあらかじめ契約をしておくというところもなかなか理解が進んでいないと感じることがある。私自身の仕事でも申立てとか相談に関わることが多いが、後見人の責任は非常に重いと実感しているところである。後見人の不正が多発していることについて

は、非常に憂慮すべきことである。裁判所においても後見監督の在り方の見直しとか、後見支援信託制度とかで不正を防止する措置をとっていただいていると思うが、これについては更に取り組を強め、いろいろな角度から考えて行かなくてはいけないと感じた。

私どもがこの制度に関わるのは、後見人に不正があって家庭裁判所から告発を受けたときとか、警察への相談ということが基本であるが、後見人は制度に精通している一方、家族は後見人に丸投げ状態となっていて、気が付くと財産がなくなっているということで、実際問題としてほとんどの証拠が散逸しており、捜査が困難なケースが多いと思う。気が付けば手遅れで、告発されてもなかなか証拠が追いつかなく、何らかの対処もできないということで、家庭裁判所の監督にも限界があり、これが増えればマンパワーの問題もあって、監督も十分にできないという自体も増えていくという心配がある。実際の事件として私どもが扱うのは、被後見人が食い物にされているケースであり、何とかしたいとは思いますが、事後捜査機関であるので、監督の部分で強くやっていかなければいけないと思う。

名前自体は知っていたが、仕事においては子どもが対象ですし、身近にも後見制度を利用している人もいないので、DVDを見て、説明を受け、改めて理解した。不正をどう防いでいくかが問題だという感想を受けた。

名前だけは知っていた。仕事上、個人事業者の確定申告に関わることが多い。相談を受ける中で相続問題など高齢化社会における財産の処分について悩んでいるという話を聞くが、後見制度については余り知られていないというように感じる。今後、相続財産の適切な処理対応のためにも専門職後見人や市民後見人を増やして行く必要があると感じた。

名称しか知らなかった。不正が一般的に起こりうるもので、後見制度支援信託が不正の芽を摘むものであるということも理解できたが、信託が金銭だけのもので、不動産には利用しにくいという感想も持った。

概略だけは知っていたが、DVDを見て、レシート、金銭出納簿、預金通帳などを提出しなければならず、預金をおろすのに、仕事の途中に抜け出して銀行に行かなければならず、また、身上監護をする必要もあり、だれが後見人を引き受けるのだろうか、良識ある人は後見人を受けないだろうなという感想を持った。後見制度は良い制度であるが、その中身を知れば知るほど引き受け手はないだろうなと思う。後見人の報酬がどれくらいかは分からないが、不正は起こるべくして起こるのではないだろうか。

後見制度を利用するかしないかは二つに分かれると思う。子どもに財産を使われるのはいいかと考える人は制度を利用しなく、子どもがいない人や考えがしっかりしている人は制度を利用すると思う。特殊詐欺がはやり、寸劇を通して、問題があるときは地域包括支援センターに相談するよう呼び掛けている。

不正については、親族後見人による不正が全体の95パーセントであり、専門職後見人による不正が全体の5パーセントである。家庭裁判所としては、今後、専門職後見人を増やしていくとともに、後見制度支援信託と併せて不正防止に努めたいと考えている。

子どもがいる人は子どもに後見人になってもらいたいと思っており、子どもが複数いるときには実際に面倒を見てもらっている者に、同居していない場合には身近に接してもらっている子どもになってもらいたいと思っている。私は、エンディングノートに書いてきちんとやりたいと思う。

勤めていたら親と子の財布は区別するのが普通だと思う。

専門職後見人の不正は、認知症となっている方の5パーセントという数字であるということだが、これは成年後見制度の運用上、由々しきことである。親族後見人の不正か否かの面では、例えば親と子の食費が別々のケースで、子が親のおかずと一緒に作り持って行った場合、食費は親の財布で、光熱費は子というようになるのか。法律上、どう分ければよいのかなど使いにくい制度である。物理的に使いやすい制度にするには、ICT技術を活用して、後見人が被

後見人のカードを持ち、そのカードに一定の機能を付加して家庭裁判所の負担を減らすことが考えられる。

これから高齢者が増え、専門職後見人が足りなくなり、制度が破綻する可能性があるので、行政の力を使った他の方法を考えていく必要がある。

問題があるのは親族後見人の場合で、後見人としての役割についての知識がない人が後見人になっているということであるので、何らかの指導が必要である。報告についても定期的な報告なのか、問題があったときの報告なのか分からないままとなっているので、知識のない人への研修や指導を行う機会があった方がよいと思う。

親族内の不正は許される不正もあるが、専門職による不正は深刻な不正であり、根こそぎ財産を持って行かれることがあるので、専門職後見人を増やせばそれでよいのかという問題がある。また、親族の場合、財産が混同されることがあるのに比べ、専門職の場合、不正がチェックしやすいということもある。専門職を増やせば後見監督ビジネスが増え、一手に財産を根こそぎ持って行かれることになり、犯罪の件数は暗数となり、専門職への信頼が失われることにもなる。専門職に関わる監督が甘くなり、財産がなくなってしまってからでは後の祭りである。専門職を増やして、不正が増えると言うことでは問題である。

裁判所はよくよく見極めて後見人を選任していただきたい。県の方で社会福祉資金を貸し出し、就職後返済することになっているにも関わらず長年督促しても返さないことがあったので、貸付けの段階で制度説明をし、必ず返すように説明したところ、早く返してくれるようになったので、後見人になった段階で十分な説明することが必要である。

市民後見人になるには1年間の研修を受け、ボランティア精神を養い後見人となるということであるが、先ほどの委員の話の話を聞くと安易なものではないなと思うところである。後見人の報酬がどのようになっているのか。また、後見

人の選任に際しては、関係機関と連携した制度があればよいのではと思う。他国に同じ制度があれば参考になるので、知りたい。

まず後見人からは定期的な報告はいただいている。管理している財産、専門職後見人かどうかなど属性によって期間の差異を設け、報告をいただくことになるが、その在り方について検討しているところである。専門職後見人に対し、監督を甘くしていることはなく、親族後見人の場合と同じように報告をいただいている。先ほど、委員から指摘のあった被害の大きさについては自明の理であるので、専門職後見人に対しても同じ監督を行っている。後見人の職務の説明については、後見人になっていただく際に参与員を活用し、適格性を審査し、参与員や家裁調査官から職務について説明したり、DVDを見て理解をしてもらっている。報酬については、専門職後見人の場合には年1回付与しているが、親族後見人も制度としては専門後見人と同じである。諸外国にも日本と似た制度の国がある。

後見人からの報告については、まず後見人に就任してから1か月以内をお願いしている。その後、リスクの大きさに合わせて1年、2年、3年置きに報告をお願いしているが、今後、この期間を短くする方向で検討しているところである。後見人の指導については、専門職後見人は、頻繁に家裁と関わりがあるので、絶えず意思疎通を図り、密接な指導ができています。親族後見人には個々の報告時やその前後、居住用不動産を処分したい時などに面接をしたりして指導を行っている。報酬については、その基準を示すものはないが、東京家裁ではホームページにその目安が掲載されている。ドイツでは40パーセント以上の対象者に利用しており、内容的にもきめ細やかなものとなっている。

報告書の提出の頻度を高めると裁判所がパンクしてしまうおそれがあるので、多人数の者を対象とした研修等で対応してはどうかと思う。

不正については、報告を受け、資料を精査し、「これは何ですか。」と質問した時に「車を買うために借用しました。」という返事があって分かる場合が

多い。

包括支援センターのケアマネージャーが成年後見人になって、高齢者を取り込むことがなければいいかなと思う。

今後、監督方法については工夫していきたい。

(3) 次回期日について

平成27年7月7日(火)午後1時30分

(4) 次回テーマについて

「児童虐待と家庭裁判所の手続について」